

岩手県告示第68号

県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等（平成20年岩手県告示第791号）の一部を次のように改正し、この告示による改正後の県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等の規定は、平成31年度以後に作成される名簿の登載に係る資格の審査及び申請書の提出について適用する。

平成31年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後		
<p>1 競争入札参加資格基準</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 希望する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事にあつては、次のアからオまでの表の左欄に掲げる等級別区分（規程第6条第1項の規定による等級別の格付けをいう。以下同じ。）に並び、同表の右欄に定める要件を満たしている者であること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 電気設備工事</p> <table border="1" data-bbox="193 999 767 1048"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>[略]</p> <p>2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の電気工事施工管理とするものに合格した者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者若しくは第二種電気工事士免状を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者又は電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であつて、その免状</p>	[略]	<p>1 競争入札参加資格基準</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 希望する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事にあつては、次のアからオまでの表の左欄に掲げる等級別区分（規程第6条第1項の規定による等級別の格付けをいう。以下同じ。）に並び、同表の右欄に定める要件を満たしている者であること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 電気設備工事</p> <table border="1" data-bbox="882 999 1457 1048"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>[略]</p> <p>2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の電気工事施工管理とするものに合格した者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者若しくは第二種電気工事士免状を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者、<u>電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であつて、その免状の</u></p>	[略]
[略]			
[略]			

の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者をいう。

エ 管設備工事

[略]

備考

[略]

2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の管工事施工管理とするものに合格した者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級の配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した者若しくは検定職種を2級の配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者、平成16年4月1日時点で同法若しくは同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を1級の配管（検定職種を職業訓練法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和60年政令第269号）第1条の規定による改正前の職業訓練法施行令（昭和44年政令第258号）（職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の職業訓練法施行令をいう。）に規定する配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空

交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）による登録電気工事基幹技能者講習を修了した者をいう。

エ 管設備工事

[略]

備考

[略]

2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の管工事施工管理とするものに合格した者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級の配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した者若しくは検定職種を2級の配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者、平成16年4月1日時点で同法若しくは同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を1級の配管（検定職種を職業訓練法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和60年政令第269号）第1条の規定による改正前の職業訓練法施行令（昭和44年政令第258号）（職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の職業訓練法施行令をいう。）に規定する配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空

気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者、平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者であってその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者をいう。

オ 舗装工事

[略]

備考

[略]

2級技術者

法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。）又は法による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

[略]

(7)・(8) [略]

2 競争入札参加資格の審査の方法

競争入札参加資格に係る審査は、次に掲げる事項につき行

気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者、平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者であってその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有する者、水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は建設業法施行規則による登録配管基幹技能者講習、登録ダクト基幹技能者講習若しくは登録冷凍空調基幹技能者講習を修了した者をいう。

オ 舗装工事

[略]

備考

[略]

2級技術者

法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。）法による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者又は建設業法施行規則による登録運動施設基幹技能者講習を修了した者をいう。

[略]

(7)・(8) [略]

2 競争入札参加資格の審査の方法

競争入札参加資格に係る審査は、次に掲げる事項につき行

うものとする。

(1) [略]

(2) 技術等評価点数

ア～ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

第12条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定

ツ [略]

テ [略]

ト [略]

うものとする。

(1) [略]

(2) 技術等評価点数

ア～ク [略]

ケ 緊急修繕業務の実施

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

第12条第1項又は女性の職業生活における活躍の推進に  
関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項に規定  
する一般事業主行動計画の策定

テ いわて子育てにやさしい企業等認証取得

ト いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）認定取得

ナ [略]

ニ [略]

ヌ [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。